

教育研修事業に係る謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本産業保健法学会（以下、「学会」という。）の主催する教育研修事業において講演等の業務を依頼した場合の謝金の支払いに関する事項を定める。なお、学術大会に係る講演等謝金については、この限りではない。旅費については別に定めるところによる。

(講師謝金)

第2条 本学会が事業計画に基づき主催する資格講座、セミナー等の講師に対する講演謝金は以下の通りとする。

- 一 弁護士、医学系学会の認定する専門医、大学教授またはこれに準ずるもの
1時間につき 20,000円
 - 二 これ以外の者
1時間につき 15,000円
- 2 支払対象とする時間は、当日打合せ及び質疑応答時間を含めた講演時間とし、移動時間は含まない。
- 3 支払単位は1時間とし、1時間未満の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。

(資料作成謝金)

第3条 資格講座、セミナー等の講師が、受講者向けの資料を作成、配布した場合の資料作成謝金は以下の通りとする。

- 一 高度な法律的知識を要するもの 1件 10,000円
- 二 それ以外のもの 1件 5,000円

(資格試験に関する謝金)

第4条 学会が行う資格試験に関する謝金は、以下の通りとする。

- 一 選択式問題の作成料は以下の通りとする。
 - ア) 高度な法律的知識を要するもの 1題につき 5,000円
 - イ) それ以外のもの 1題につき 3,000円
- 二 筆記式問題の作成（回答例の作成を含む）料は、1題につき 50,000円とする。
- 三 筆記試験の採点料は、受験者一人当たり 1,500円とする。
- 四 試験の統括業務（試験内容の構成の決定、問題の選定や問題文の校正）の謝金は、一回の試験につき 30,000円とする。

(事例検討会登壇者謝金)

第5条 学会が主催する研修講座において、同一時間帯にコメンテーター、司会、報告者として複数の者が同時に登壇する事例検討会の登壇者謝金は以下のとおりとする。

一 弁護士、医学系学会の認定する専門医、大学教授またはこれに準ずるもの

1時間につき 10,000円

二 これ以外の者 1時間につき 7,000円

2 支払対象とする時間は、当日打合せ及び質疑応答時間を含めた時間とし、移動時間は含まない。

3 支払単位は1時間とし、1時間未満の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は2021年11月27日より施行する。